

資料6 - 1 敷地境界の地表における規制基準

時間の区分 区域の区分	A区域(ppm)	B区域(ppm)
ア      ン      モ      ニ      ア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫      化      水      素	0.02	0.06
硫      化      メ      チ      ル	0.01	0.05
二      硫      化      メ      チ      ル	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
イ      ソ      ブ      タ      ノ      ー      ル	0.9	4
酢      酸      エ      チ      ル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
ト      ル      エ      ン	10	30
ス      チ      レ      ン	0.4	0.8
キ      シ      レ      ン	1	2
プ      ロ      ピ      オ      ン      酸	0.03	0.07
ノ      ル      マ      ル      酪      酸	0.001	0.002
ノ      ル      マ      ル      吉      草      酸	0.0009	0.002
イ      ソ      吉      草      酸	0.001	0.004

## 資料6 - 2 気体排出口における規制基準

- 1 特定悪臭物質（メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。）の種類ごとに、次の式により算出した流量とする。

$$q = 0.108 \times H_e^2 \times C_m$$

q：悪臭物質の流量（0、1気圧の $m^3$ /時）

H<sub>e</sub>：補正された気体排出口の高さ（m）

C<sub>m</sub>：敷地境界における規制基準（ppm）

補正された気体排出口の高さ（H<sub>e</sub>）が5メートル未満となる場合については、この式は適用しない。（5メートル未満の気体排出口から排出される特定悪臭物質は、敷地境界の地表における規制基準（悪臭防止法第4条第1項第1号）を適用する。）

- 2 気体排出口の高さの補正は、次の算式により行う。

$$H_e = H_o + 0.65 \cdot (H_m + H_t)$$

$$H_m = 0.795 \cdot Q \cdot V / (1 + 2.58 / V)$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 228) \cdot (2.30 \times \log J + 1 / J - 1)$$

$$J = (1460 - 296 \cdot V / (T - 228)) / (Q \cdot V) + 1$$

H<sub>e</sub>：補正された気体排出口の高さ（m）

H<sub>o</sub>：気体排出口の実高さ（m）

Q：温度15度における排出ガスの流量（ $m^3$ /秒）

V：排出ガスの排出速度（m/秒）

T：排出ガスの温度（絶対温度）

資料 6 - 3 排水に含まれる敷地境界外における規制基準

特定悪臭物質	排水の量	指定地域の区分	
		A 区域 (mg / l )	B 区域 (mg / l )
メチルメルカプタン	0.001m <sup>3</sup> / 秒以下の場合	0 . 0 3	0 . 0 6
	0.001m <sup>3</sup> / 秒を超え、0.1m <sup>3</sup> / 秒以下の場合	0 . 0 0 7	0 . 0 1
	0.1m <sup>3</sup> / 秒を超える場合	0 . 0 0 2	0 . 0 0 3
硫 化 水 素	0.001m <sup>3</sup> / 秒以下の場合	0 . 1	0 . 3
	0.001m <sup>3</sup> / 秒を超え、0.1m <sup>3</sup> / 秒以下の場合	0 . 0 2	0 . 0 7
	0.1m <sup>3</sup> / 秒を超える場合	0 . 0 0 5	0 . 0 2
硫 化 メ チ ル	0.001m <sup>3</sup> / 秒以下の場合	0 . 3	2
	0.001m <sup>3</sup> / 秒を超え、0.1m <sup>3</sup> / 秒以下の場合	0 . 0 7	0 . 3
	0.1m <sup>3</sup> / 秒を超える場合	0 . 0 1	0 . 0 7
二 硫 化 メ チ ル	0.001m <sup>3</sup> / 秒以下の場合	0 . 6	2
	0.001m <sup>3</sup> / 秒を超え、0.1m <sup>3</sup> / 秒以下の場合	0 . 1	0 . 4
	0.1m <sup>3</sup> / 秒を超える場合	0 . 0 3	0 . 0 9

資料6 - 4 特定悪臭物質の臭いの性質及び主要発生源事業場

特定悪臭物質	臭いの性質	主要発生源事業場
アンモニア	し尿のような臭い	畜産事業場、鶏糞乾燥場、複合肥料製造業、でん粉製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのような臭い	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化水素	腐った卵のような臭い	畜産農業、クラフトパルプ製造業、でん粉製造業、セロファン製造業、ビスコースレーヨン製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化メチル 二硫化メチル	腐ったキャベツのような臭い	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
トリメチルアミン	腐った魚のような臭い	畜産農業、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産缶詰製造業等
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさい臭い	アセトアルデヒド製造工場、酪酸製造工場、酢酸ビニル製造工場、クロロブレン製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造業、魚腸骨処理場等
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場等
ノルマルブチルアルデヒド		
イソブチルアルデヒド		
ノルマルバレルアルデヒド		
イソバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い	
イソブタノール	刺激的な発酵した臭い	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
酢酸エチル	刺激的なシンナーのような臭い	
メチルイソブチルケトン		
トルエン	ガソリンのような臭い	
スチレン	都市ガスのような臭い	スチレン製造工場、ポリスチレン製造工場、ポリスチレン加工工場、SBR製造工場、FRP製品製造工場、化粧合板製造工場等
キシレン	ガソリンのような臭い	(トルエンに同じ)
プロピオン酸	刺激的な酸っぱい臭い	脂肪酸製造工場、染色工場、畜産事業場、化製場、でん粉製造業等
ノルマル酪酸	汗くさい臭い	畜産事業場、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、畜産食料品製造工場、でん粉製造業、し尿処理場、廃棄物処分場等
ノルマル吉草酸	むれた靴下のような臭い	
イソ吉草酸	い	